

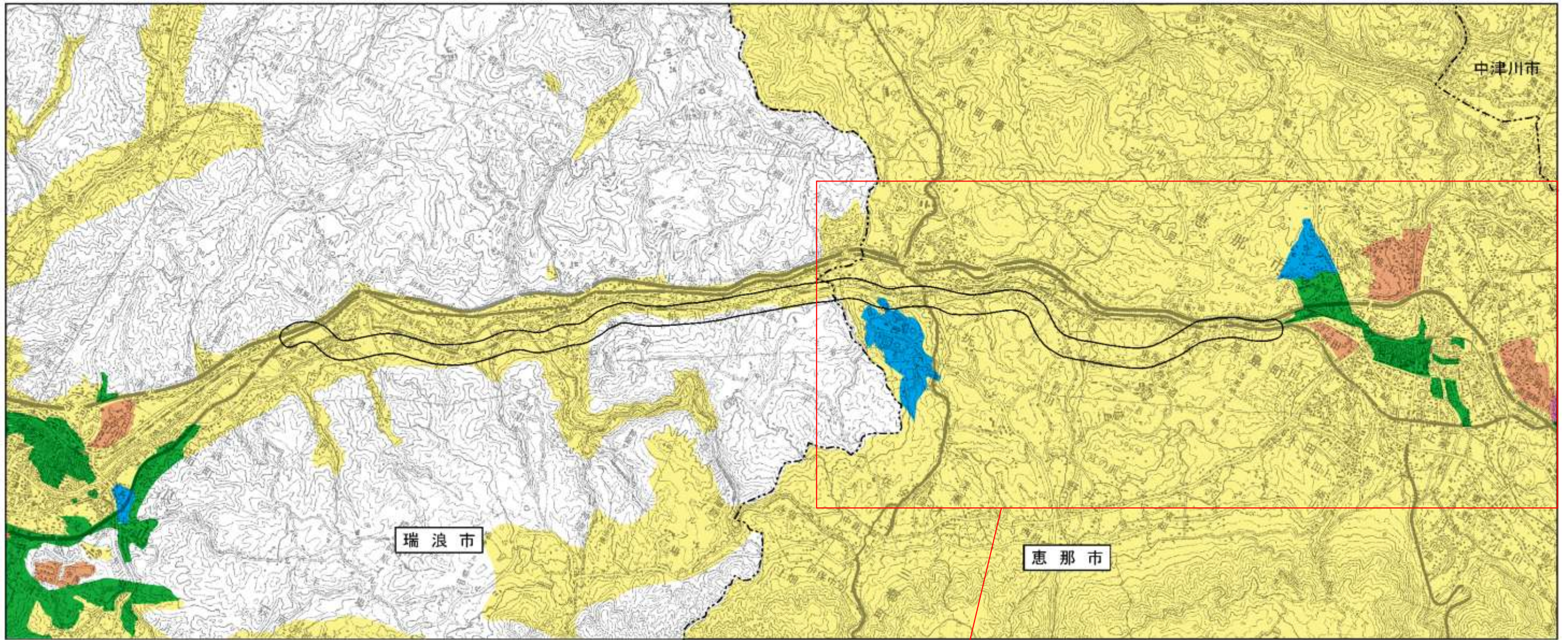
該当頁	準備書	評価書												
準備書 P 4-2-47 評価書 P 4-2-49	<p>(19) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況</p> <p>対象区域には、「騒音規制法」（昭和四十三年六月十日法律第九十八号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第三条第一項及び同法第十五条第一項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和四十三年十一月二十七日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成十二年三月二十八日環境庁告示第十六号）が適用される地域があります。対象区域における指定の状況を表4.2.29及び図4.2.15に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表4.2.30に示します。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域は、大部分で第1号区域を通過します。</p> <p>表4.2.29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定</p> <table border="1" data-bbox="400 892 1448 1480"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>該当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号区域</td> <td> 騒音規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 第1種区域として定められた区域 2 第2種区域として定められた区域 3 第3種区域として定められた区域 4 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律百十八号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律百三十三号、最終改正：平成二十三年六月二十四日法律第七十四号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム </td> </tr> <tr> <td>第2号区域</td> <td>騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考）この表において、騒音規制法に基づく規制地域とは、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（昭和四十四年六月十九日岐阜県告示第四八十六号、最終改正：平成二十年三月三十一日岐阜県告示第二百五十二号）第1条に定める地域をいう。（図4.2.14参照）。</p> <p>出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和四十三年十一月二十七日厚生省・建設省告示第一号、最終改正：平成十二年三月二十八日環境庁告示第十六号） 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定」（昭和四十七年三月三十一日岐阜県告示第二百十八号、最終改正：平成十八年九月二十九日岐阜県告示五百七十六号の二）</p>	区域	該当地域	第1号区域	騒音規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 第1種区域として定められた区域 2 第2種区域として定められた区域 3 第3種区域として定められた区域 4 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律百十八号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律百三十三号、最終改正：平成二十三年六月二十四日法律第七十四号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム	第2号区域	騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域	<p>(19) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況</p> <p>対象区域には、「騒音規制法」（昭和四十三年六月十日法律第九十八号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号）第三条第一項及び同法第十五条第一項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和四十三年十一月二十七日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成二十四年三月三十日環境省告示第五十三号）が適用される地域があります。対象区域における指定の状況を表4.2.29及び図4.2.15に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表4.2.30に示します。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域は、大部分で第1号区域を通過します。</p> <p>表4.2.29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定</p> <table border="1" data-bbox="1647 966 2730 1585"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>該当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号区域</td> <td> 騒音規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 第1種区域として定められた区域 2 第2種区域として定められた区域 3 第3種区域として定められた区域 4 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律百十八号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律百三十三号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム </td> </tr> <tr> <td>第2号区域</td> <td>騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考）この表において、騒音規制法に基づく規制地域とは、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（昭和四十四年六月十九日岐阜県告示第四八十六号、最終改正：平成二十年三月三十一日岐阜県告示第二百五十二号）第1条に定める地域をいう。（図4.2.14参照）。</p> <p>出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和四十三年十一月二十七日厚生省・建設省告示第一号、最終改正：平成二十四年三月三十日環境庁告示第五十三号） 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定」（昭和四十七年三月三十一日岐阜県告示第二百十八号、最終改正：平成十八年九月二十九日岐阜県告示五百七十六号の二）</p>	区域	該当地域	第1号区域	騒音規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 第1種区域として定められた区域 2 第2種区域として定められた区域 3 第3種区域として定められた区域 4 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律百十八号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律百三十三号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム	第2号区域	騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域
区域	該当地域													
第1号区域	騒音規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 第1種区域として定められた区域 2 第2種区域として定められた区域 3 第3種区域として定められた区域 4 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律百十八号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律百三十三号、最終改正：平成二十三年六月二十四日法律第七十四号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム													
第2号区域	騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域													
区域	該当地域													
第1号区域	騒音規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 第1種区域として定められた区域 2 第2種区域として定められた区域 3 第3種区域として定められた区域 4 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律百十八号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律百三十三号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム													
第2号区域	騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域													

該当頁	準備書	評価書																																
準備書 P 4-2-48 評価書 P 4-2-50	<div data-bbox="338 394 1478 804" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3. 特定建設作業の種類</p> <table border="1" data-bbox="403 422 1175 684"> <tr><td>1</td><td>くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業</td></tr> <tr><td>2</td><td>びょう打機を使用する作業</td></tr> <tr><td>3</td><td>さく岩機を使用する作業</td></tr> <tr><td>4</td><td>空気圧縮機を使用する作業</td></tr> <tr><td>5</td><td>コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業</td></tr> <tr><td>6</td><td>バックホウを使用する作業</td></tr> <tr><td>7</td><td>トラクターショベルを使用する作業</td></tr> <tr><td>8</td><td>ブルドーザーを使用する作業</td></tr> </table> <p>出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和四十三年十一月二十七日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成十二年三月二十八日環境庁告示第十六号） 「騒音規制法施行令」（昭和四十三年十一月二十七日政令第三百二十四号、最終改正：平成十九年十一月二十一日政令第三百三十九号）</p> </div>	1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2	びょう打機を使用する作業	3	さく岩機を使用する作業	4	空気圧縮機を使用する作業	5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	6	バックホウを使用する作業	7	トラクターショベルを使用する作業	8	ブルドーザーを使用する作業	<div data-bbox="1590 380 2772 814" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3. 特定建設作業の種類</p> <table border="1" data-bbox="1656 411 2427 684"> <tr><td>1</td><td>くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業</td></tr> <tr><td>2</td><td>びょう打機を使用する作業</td></tr> <tr><td>3</td><td>さく岩機を使用する作業</td></tr> <tr><td>4</td><td>空気圧縮機を使用する作業</td></tr> <tr><td>5</td><td>コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業</td></tr> <tr><td>6</td><td>バックホウを使用する作業</td></tr> <tr><td>7</td><td>トラクターショベルを使用する作業</td></tr> <tr><td>8</td><td>ブルドーザーを使用する作業</td></tr> </table> <p>出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和四十三年十一月二十七日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成二十四年三月三十日環境省告示第五十三号） 「騒音規制法施行令」（昭和四十三年十一月二十七日政令第三百二十四号、最終改正：平成二十三年十二月二十八日政令第三百六十四号）</p> </div>	1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2	びょう打機を使用する作業	3	さく岩機を使用する作業	4	空気圧縮機を使用する作業	5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	6	バックホウを使用する作業	7	トラクターショベルを使用する作業	8	ブルドーザーを使用する作業
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業																																	
2	びょう打機を使用する作業																																	
3	さく岩機を使用する作業																																	
4	空気圧縮機を使用する作業																																	
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業																																	
6	バックホウを使用する作業																																	
7	トラクターショベルを使用する作業																																	
8	ブルドーザーを使用する作業																																	
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業																																	
2	びょう打機を使用する作業																																	
3	さく岩機を使用する作業																																	
4	空気圧縮機を使用する作業																																	
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業																																	
6	バックホウを使用する作業																																	
7	トラクターショベルを使用する作業																																	
8	ブルドーザーを使用する作業																																	

該当頁	準備書	評価書																																						
準備書 P 4-2-49 評価書 P 4-2-51	<p>(20) 振動規制法第三条第一項及び第十六条第一項の規定に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況</p> <p>対象区域には、「振動規制法」（昭和五十一年六月十日法律第六十四号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第三条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、「同法施行規則」（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成十九年四月二十日環境省令第十一号）で定める道路交通振動の限度(以下、「要請限度」といいます)を適用する地域があります。対象区域における指定等の状況を表4.2.31及び図4.2.15に、指定地域内における道路交通振動に係る要請限度を表4.2.32に示します。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域は大部分で第1種区域を通過するほか、恵那市の一部で第2種区域を通過します。</p> <p style="text-align: center;">表4.2.31 道路交通振動の要請限度を定める区域の区分</p> <table border="1" data-bbox="454 905 1308 1125"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>該当区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種区域</td> <td>騒音規制法に基づく規制地域：第1種区域</td> </tr> <tr> <td>騒音規制法に基づく規制地域：第2種区域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種区域</td> <td>騒音規制法に基づく規制地域：第3種区域</td> </tr> <tr> <td>騒音規制法に基づく規制地域：第4種区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：この表において、騒音規制法に基づく規制地域とは、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（昭和四十四年六月十九日岐阜県告示第四百八十六号、最終改正：平成二十年三月三十一日岐阜県告示第二百五十二号）第1条に定める地域をいう。（図4.2.14参照）。</p> <p>出典：「振動規制法施行規則別表第二備考一の規定による区域及び同表備考二の規定による時間の指定」（昭和五十三年三月十日岐阜県告示第五百五十六号、最終改正：昭和五十四年三月九日岐阜県告示第百八十八号）</p> <p style="text-align: center;">表4.2.32 道路交通振動の要請限度</p> <table border="1" data-bbox="454 1430 1308 1608"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域の区分</th> <th colspan="2">時間の区分</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域</td> <td>65デシベル</td> <td>60デシベル</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>70デシベル</td> <td>65デシベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：昼間：午前8時から午後7時まで 夜間：午後7時から翌日午前8時まで</p> <p>出典：「振動規制法施行規則」（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成十九年四月二十日環境省令第十一号） 振動規制法施行規則別表第二備考一の規定による区域及び同表備考二の規定による時間の指定（昭和五十三年 岐阜県告示第五百五十六号、最終改正：昭和五十四年三月九日岐阜県告示第百八十八号）</p>	区域	該当区域	第1種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第1種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第2種区域	第2種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第3種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第4種区域	区域の区分	時間の区分		昼間	夜間	第1種区域	65デシベル	60デシベル	第2種区域	70デシベル	65デシベル	<p>(20) 振動規制法第三条第一項及び第十六条第一項の規定に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況</p> <p>対象区域には、「振動規制法」（昭和五十一年六月十日法律第六十四号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）第三条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、「同法施行規則」（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成二十三年十一月三十日環境省令第三十二号）で定める道路交通振動の限度(以下、「要請限度」といいます)を適用する地域があります。対象区域における指定等の状況を表4.2.31及び図4.2.15に、指定地域内における道路交通振動に係る要請限度を表4.2.32に示します。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域は大部分で第1種区域を通過するほか、恵那市の一部で第2種区域を通過します。</p> <p style="text-align: center;">表4.2.31 道路交通振動の要請限度を定める区域の区分</p> <table border="1" data-bbox="1700 915 2579 1136"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>該当区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種区域</td> <td>騒音規制法に基づく規制地域：第1種区域</td> </tr> <tr> <td>騒音規制法に基づく規制地域：第2種区域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種区域</td> <td>騒音規制法に基づく規制地域：第3種区域</td> </tr> <tr> <td>騒音規制法に基づく規制地域：第4種区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：この表において、騒音規制法に基づく規制地域とは、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（昭和四十四年六月十九日岐阜県告示第四百八十六号、最終改正：平成二十年三月三十一日岐阜県告示第二百五十二号）第1条に定める地域をいう。（図4.2.14参照）。</p> <p>出典：「振動規制法施行規則別表第二備考一の規定による区域及び同表備考二の規定による時間の指定」（昭和五十三年三月十日岐阜県告示第五百五十六号、最終改正：昭和五十四年三月九日岐阜県告示第百八十八号）</p> <p style="text-align: center;">表4.2.32 道路交通振動の要請限度</p> <table border="1" data-bbox="1700 1451 2579 1629"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域の区分</th> <th colspan="2">時間の区分</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域</td> <td>65デシベル</td> <td>60デシベル</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>70デシベル</td> <td>65デシベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：昼間：午前8時から午後7時まで 夜間：午後7時から翌日午前8時まで</p> <p>出典：「振動規制法施行規則」（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成二十三年十一月三十日環境省令第三十二号） 振動規制法施行規則別表第二備考一の規定による区域及び同表備考二の規定による時間の指定（昭和五十三年 岐阜県告示第五百五十六号、最終改正：昭和五十四年三月九日岐阜県告示第百八十八号）</p>	区域	該当区域	第1種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第1種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第2種区域	第2種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第3種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第4種区域	区域の区分	時間の区分		昼間	夜間	第1種区域	65デシベル	60デシベル	第2種区域	70デシベル	65デシベル
区域	該当区域																																							
第1種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第1種区域																																							
	騒音規制法に基づく規制地域：第2種区域																																							
第2種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第3種区域																																							
	騒音規制法に基づく規制地域：第4種区域																																							
区域の区分	時間の区分																																							
	昼間	夜間																																						
第1種区域	65デシベル	60デシベル																																						
第2種区域	70デシベル	65デシベル																																						
区域	該当区域																																							
第1種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第1種区域																																							
	騒音規制法に基づく規制地域：第2種区域																																							
第2種区域	騒音規制法に基づく規制地域：第3種区域																																							
	騒音規制法に基づく規制地域：第4種区域																																							
区域の区分	時間の区分																																							
	昼間	夜間																																						
第1種区域	65デシベル	60デシベル																																						
第2種区域	70デシベル	65デシベル																																						

該当頁	準備書	評価書												
準備書 P 4-2-50 評価書 P 4-2-52	<p>(21) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況</p> <p>対象区域には、「振動規制法」（昭和五十一年六月十日法律第六十四号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、「同法施行規則」（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成十九年四月二十日環境省令第十一号）で定める特定建設作業の規制に関する基準を適用する地域があります。対象区域における指定等の状況を表4.2.33及び図4.2.15に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表4.2.34に示します。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域は大部分で第1号区域を通過します。</p> <p>表4.2.33 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準による区域の指定</p> <table border="1" data-bbox="379 856 1430 1423"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>該当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号区域</td> <td> 振動規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1種区域として定められた区域 2 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第2種区域として定められた区域 3 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第3種区域として定められた区域 4 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律第十八号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律第三十三号、最終改正：平成二十三年六月二十四日法律第七十四号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム </td> </tr> <tr> <td>第2号区域</td> <td>振動規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) この表において、振動規制法に基づく規制地域とは、「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和五十三年三月十日岐阜県告示第百五十三号、最終改正：平成十八年三月二十四日岐阜県告示第百八十四号）により指定された地域をいう。 この表において、騒音規制法に基づく規制地域とは、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（昭和四十四年六月十九日岐阜県告示第四百八十六号、最終改正：平成二十年三月三十一日岐阜県告示第百五十二号）第1条に定める地域をいう。（図4.2.14参照）。</p> <p>出典：「振動規制法施行規則」（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成十九年四月二十日環境省令第十一号） 「振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定」（昭和五十三年三月十日岐阜県告示第百五十五号、最終改正：平成十八年九月二十九日岐阜県告示第百七十六号の二）</p>	区域	該当地域	第1号区域	振動規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1種区域として定められた区域 2 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第2種区域として定められた区域 3 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第3種区域として定められた区域 4 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律第十八号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律第三十三号、最終改正：平成二十三年六月二十四日法律第七十四号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム	第2号区域	振動規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域	<p>(21) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況</p> <p>対象区域には、「振動規制法」（昭和五十一年六月十日法律第六十四号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、「同法施行規則」（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成二十三年十一月三十日環境省令第三十二号）で定める特定建設作業の規制に関する基準を適用する地域があります。対象区域における指定等の状況を表4.2.33及び図4.2.15に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表4.2.34に示します。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域は大部分で第1号区域を通過します。</p> <p>表4.2.33 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準による区域の指定</p> <table border="1" data-bbox="1638 886 2736 1474"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>該当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号区域</td> <td> 振動規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1種区域として定められた区域 2 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第2種区域として定められた区域 3 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第3種区域として定められた区域 4 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律第十八号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律第三十三号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム </td> </tr> <tr> <td>第2号区域</td> <td>振動規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) この表において、振動規制法に基づく規制地域とは、「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和五十三年三月十日岐阜県告示第百五十三号、最終改正：平成十八年三月二十四日岐阜県告示第百八十四号）により指定された地域をいう。 この表において、騒音規制法に基づく規制地域とは、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（昭和四十四年六月十九日岐阜県告示第四百八十六号、最終改正：平成二十年三月三十一日岐阜県告示第百五十二号）第1条に定める地域をいう。（図4.2.14参照）。</p> <p>出典：「振動規制法施行規則」（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成二十三年十一月三十日環境省令第三十二号） 「振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定」（昭和五十三年三月十日岐阜県告示第百五十五号、最終改正：平成十八年九月二十九日岐阜県告示第百七十六号の二）</p>	区域	該当地域	第1号区域	振動規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1種区域として定められた区域 2 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第2種区域として定められた区域 3 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第3種区域として定められた区域 4 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律第十八号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律第三十三号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム	第2号区域	振動規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域
区域	該当地域													
第1号区域	振動規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1種区域として定められた区域 2 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第2種区域として定められた区域 3 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第3種区域として定められた区域 4 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律第十八号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律第三十三号、最終改正：平成二十三年六月二十四日法律第七十四号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム													
第2号区域	振動規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域													
区域	該当地域													
第1号区域	振動規制法に基づく規制地域のうち、次に掲げる区域 1 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1種区域として定められた区域 2 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第2種区域として定められた区域 3 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第3種区域として定められた区域 4 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・「学校教育法」（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号）第1条に規定する学校 ・「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号、最終改正：平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）第7条に規定する保育所 ・「医療法」（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・「図書館法」（昭和二十五年四月三十日法律第十八号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する図書館 ・「老人福祉法」（昭和三十一年七月十一日法律第三十三号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム													
第2号区域	振動規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域													

該当頁	準備書	評価書																																																										
準備書 P 4-2-51 評価書 p 4-2-53	<p style="text-align: center;">表4.2.34 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 55%;">内容</th> <th style="width: 30%;">適用除外^(注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建設作業の種類</td> <td>1～4^(注3)</td> <td>当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く</td> </tr> <tr> <td>規制基準</td> <td>基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>作業時間帯</td> <td>第1号区域：午後 7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと</td> <td>A B C D</td> </tr> <tr> <td>1日当たりの作業時間^(注2)</td> <td>第1号区域：1日10時間*を超えないこと 第2号区域：1日14時間*を超えないこと</td> <td>A B</td> </tr> <tr> <td>作業期間</td> <td>連続6日を超えないこと</td> <td>A B</td> </tr> <tr> <td>作業日</td> <td>日曜日その他の休日でないこと</td> <td>A B C E F</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 適用除外は以下に示すとおりである。 A：災害、その他非常事態の発生により緊急に作業を必要とする場合 B：人の生命または身体への危険防止のため特に作業を必要とする場合 C：鉄道、軌道の正常な運行を確保するため作業を必要とする場合 D：「道路法」（昭和二十七年六月十日法律第八十号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五五号）による占用許可（協議）または「道路交通法」（昭和三十一年六月二十五日法律第五五号、最終改正：平成二十三年六月二十四日法律第七十四号）による使用許可（協議）により夜間に作業を必要とする場合 E：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合 F：「電気事業法施行規則」（平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号、最終改正：平成二十三年六月三十日経済産業省令第三十四号）による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合</p> <p>2. 基準値を超えている場合、1日の作業時間を上表の※で定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。</p> <p>3. 特定建設作業の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>1</td><td>くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業</td></tr> <tr><td>2</td><td>鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</td></tr> <tr><td>3</td><td>舗装版破砕機を使用する作業</td></tr> <tr><td>4</td><td>ブレーカーを使用する作業</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：「振動規制法施行令」（昭和五十一年十月二十二日政令第二百八十号、最終改正：平成十四年十二月二十六日政令第三百九十七号） 「振動規制法施行規則」（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成十九年四月二十日環境省令第十一号）</p>	項目	内容	適用除外 ^(注1)	特定建設作業の種類	1～4 ^(注3)	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く	規制基準	基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	—	作業時間帯	第1号区域：午後 7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D	1日当たりの作業時間 ^(注2)	第1号区域：1日10時間*を超えないこと 第2号区域：1日14時間*を超えないこと	A B	作業期間	連続6日を超えないこと	A B	作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F	1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	3	舗装版破砕機を使用する作業	4	ブレーカーを使用する作業	<p style="text-align: center;">表4.2.34 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 55%;">内容</th> <th style="width: 30%;">適用除外^(注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建設作業の種類</td> <td>1～4^(注3)</td> <td>当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く</td> </tr> <tr> <td>規制基準</td> <td>基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>作業時間帯</td> <td>第1号区域：午後 7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと</td> <td>A B C D</td> </tr> <tr> <td>1日当たりの作業時間^(注2)</td> <td>第1号区域：1日10時間*を超えないこと 第2号区域：1日14時間*を超えないこと</td> <td>A B</td> </tr> <tr> <td>作業期間</td> <td>連続6日を超えないこと</td> <td>A B</td> </tr> <tr> <td>作業日</td> <td>日曜日その他の休日でないこと</td> <td>A B C E F</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 適用除外は以下に示すとおりである。 A：災害、その他非常事態の発生により緊急に作業を必要とする場合 B：人の生命または身体への危険防止のため特に作業を必要とする場合 C：鉄道、軌道の正常な運行を確保するため作業を必要とする場合 D：「道路法」（昭和二十七年六月十日法律第八十号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号）による占用許可（協議）または「道路交通法」（昭和三十一年六月二十五日法律第五五号、最終改正：平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）による使用許可（協議）により夜間に作業を必要とする場合 E：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合 F：「電気事業法施行規則」（平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号、最終改正：平成二十五年三月二十一日経済産業省令第八号）による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合</p> <p>2. 基準値を超えている場合、1日の作業時間を上表の※で定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。</p> <p>3. 特定建設作業の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>1</td><td>くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業</td></tr> <tr><td>2</td><td>鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</td></tr> <tr><td>3</td><td>舗装版破砕機を使用する作業</td></tr> <tr><td>4</td><td>ブレーカーを使用する作業</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：「振動規制法施行令」（昭和五十一年十月二十二日政令第二百八十号、最終改正：平成二十三年十一月二十八日政令第三百六十三号） 「振動規制法施行規則」（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成二十三年十一月三十日環境省令第三十二号）</p>	項目	内容	適用除外 ^(注1)	特定建設作業の種類	1～4 ^(注3)	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く	規制基準	基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	—	作業時間帯	第1号区域：午後 7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D	1日当たりの作業時間 ^(注2)	第1号区域：1日10時間*を超えないこと 第2号区域：1日14時間*を超えないこと	A B	作業期間	連続6日を超えないこと	A B	作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F	1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	3	舗装版破砕機を使用する作業	4	ブレーカーを使用する作業
項目	内容	適用除外 ^(注1)																																																										
特定建設作業の種類	1～4 ^(注3)	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く																																																										
規制基準	基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	—																																																										
作業時間帯	第1号区域：午後 7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D																																																										
1日当たりの作業時間 ^(注2)	第1号区域：1日10時間*を超えないこと 第2号区域：1日14時間*を超えないこと	A B																																																										
作業期間	連続6日を超えないこと	A B																																																										
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F																																																										
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業																																																											
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業																																																											
3	舗装版破砕機を使用する作業																																																											
4	ブレーカーを使用する作業																																																											
項目	内容	適用除外 ^(注1)																																																										
特定建設作業の種類	1～4 ^(注3)	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く																																																										
規制基準	基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	—																																																										
作業時間帯	第1号区域：午後 7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D																																																										
1日当たりの作業時間 ^(注2)	第1号区域：1日10時間*を超えないこと 第2号区域：1日14時間*を超えないこと	A B																																																										
作業期間	連続6日を超えないこと	A B																																																										
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F																																																										
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業																																																											
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業																																																											
3	舗装版破砕機を使用する作業																																																											
4	ブレーカーを使用する作業																																																											

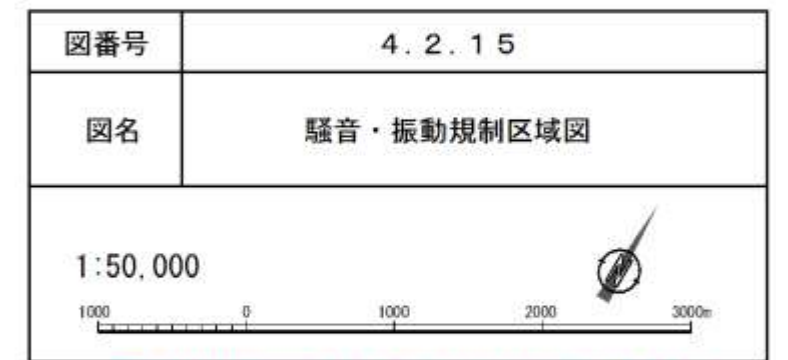


凡 例					
記号	自動車騒音の 要請限度を 定める区域	特定建設作業 に関する騒音 の規制区域	道路交通振動 の要請限度を 定める区域	特定建設作業 に係る振動の 規制区域	備考 (騒音規制法に 基づく規制地域)
	a区域	1号区域	第1種区域	1号区域	第1種区域
					第2種区域
	b区域	2号区域	第2種区域	2号区域	第3種区域
	c区域				第4種区域

	対象道路事業実施区域
--	------------

規制地域の範囲を更新

凡例を変更

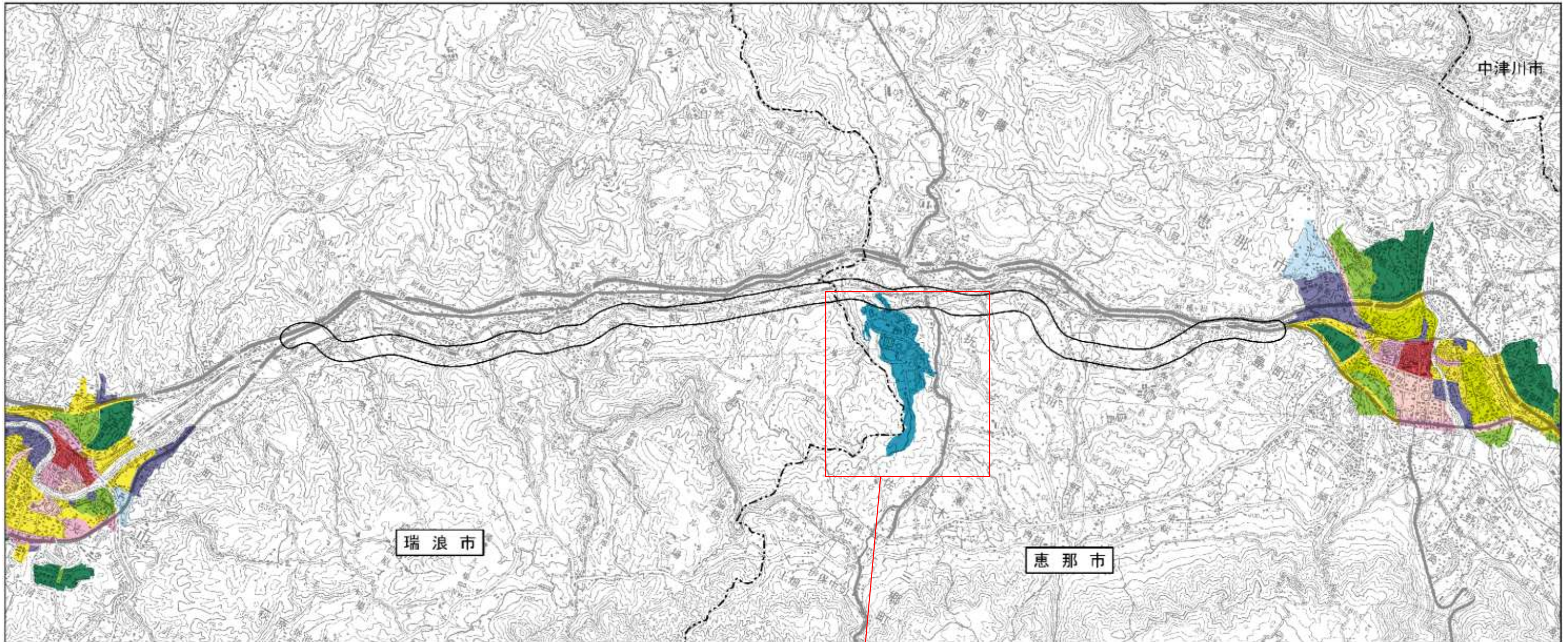


出典：騒音規制法規制区域区分図（平成24年3月22日 瑞浪市）
恵那市騒音・振動規制図（平成24年3月30日 恵那市）

該当頁	準備書	評価書																																														
準備書 P 4-2-53 評価書 P 4-2-55	<p style="text-align: center;">表4. 2. 35(1) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(土岐川水域)</p> <p style="text-align: right;">単位: mg/l</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">生物化学的 酸素要求量 (BOD)</th> <th style="text-align: center;">浮遊物質 量 (SS)</th> <th style="text-align: center;">ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)</th> <th style="text-align: center;">フェノール 類含有量</th> <th style="text-align: center;">銅含 有量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は、増設される工場または事業所</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">公共下水道処理区域に所在するもの</td> <td style="text-align: center;">25 (日間平均20)</td> <td style="text-align: center;">90 (日間平均70)</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">その他の区域に所在するもの</td> <td style="text-align: center;">40 (日間平均30)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 土岐川水域とは、庄内川水系土岐川及びこれに流入する公共用水域を指します。 2. 公共下水道処理区域とは、「下水道法」(昭和三十二年四月二十四日法律第七十九号、最終改正:平成二十三年八月三十日法律第五号)第2条第8号に規定する処理区域を指します。 3. その他の区域とは、公共下水道区域に属さない区域を指します。 4. 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。 5. 日間平均による許容限度は、1日の排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排出水について適用します。 出典:「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和四十六年十二月二十八日岐阜県条例第三十三号、最終改正:平成十二年十二月二十七日条例第五十五号)</p>	区 分		項 目	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール 類含有量	銅含 有量	昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は、増設される工場または事業所	一	公共下水道処理区域に所在するもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	5	0.5	1	二	その他の区域に所在するもの	40 (日間平均30)	—	—	—	—	<p style="text-align: center;">表4. 2. 35(1) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(土岐川水域)</p> <p style="text-align: right;">単位: mg/l</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">生物化学的 酸素要求量 (BOD)</th> <th style="text-align: center;">浮遊物質 量 (SS)</th> <th style="text-align: center;">ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)</th> <th style="text-align: center;">フェノール 類含有量</th> <th style="text-align: center;">銅含 有量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は、増設される工場または事業所</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">公共下水道処理区域に所在するもの</td> <td style="text-align: center;">25 (日間平均20)</td> <td style="text-align: center;">90 (日間平均70)</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">その他の区域に所在するもの</td> <td style="text-align: center;">40 (日間平均30)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 土岐川水域とは、庄内川水系土岐川及びこれに流入する公共用水域を指します。 2. 公共下水道処理区域とは、「下水道法」(昭和三十二年四月二十四日法律第七十九号、最終改正:平成二十三年十二月十四日法律第二十二号)第2条第8号に規定する処理区域を指します。 3. その他の区域とは、公共下水道区域に属さない区域を指します。 4. 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。 5. 日間平均による許容限度は、1日の排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排出水について適用します。 出典:「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和四十六年十二月二十八日岐阜県条例第三十三号、最終改正:平成十二年十二月二十七日条例第五十五号)</p>	区 分		項 目	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール 類含有量	銅含 有量	昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は、増設される工場または事業所	一	公共下水道処理区域に所在するもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	5	0.5	1	二	その他の区域に所在するもの	40 (日間平均30)	—	—	—	—
区 分		項 目	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール 類含有量	銅含 有量																																									
昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は、増設される工場または事業所	一	公共下水道処理区域に所在するもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	5	0.5	1																																									
	二	その他の区域に所在するもの	40 (日間平均30)	—	—	—	—																																									
区 分		項 目	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール 類含有量	銅含 有量																																									
昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は、増設される工場または事業所	一	公共下水道処理区域に所在するもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	5	0.5	1																																									
	二	その他の区域に所在するもの	40 (日間平均30)	—	—	—	—																																									

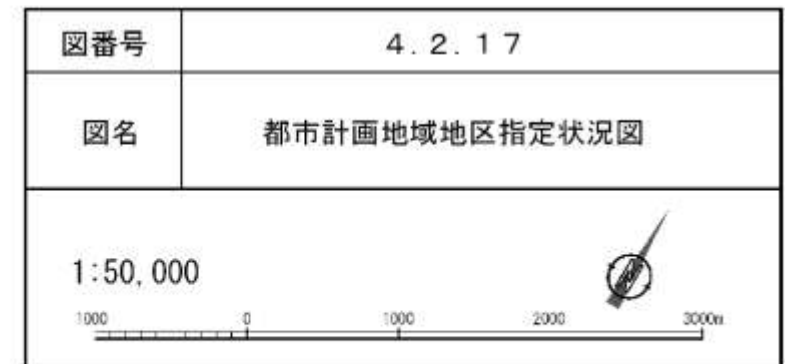
該当頁	準備書	評価書
<p>準備書 P 4-2-54 評価書 P 4-2-56</p>	<p>(23) 水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定する指定地域 対象区域は、「水質汚濁防止法」(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号)第四条の二第一項の規定に基づき、同法施行令(昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号、最終改正：平成二十三年三月十六日政令第百二十二号)で定める化学的酸素要求量、窒素又はりん含有量について、同法施行令で定める地域(指定地域)となっています。</p> <p>(24) 「工業用水法」に基づく指定地域、「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域、地方公共団体の条例に基づく規制地域の状況等 対象区域には、「工業用水法」(昭和三十一年六月十一日法律第百四十六号、最終改正：平成十二年五月三十一日法律第九十一号)に基づき同法施行令(昭和三十二年六月十日政令第百四十二号、最終改正：平成十八年八月十一日政令第百六十七号)で定める指定地域、「地盤沈下防止等対策の推進について」(昭和56年11月18日関係閣僚会議決定)に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域、及び地方公共団体の条例に基づく規制地域の指定はありません。</p> <p>(25) 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定に基づく指定地域 対象区域には、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和五十九年七月二十七日法律第六十一号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号)第三条第二項の規定に基づく指定地域はありません。</p> <p>(26) 排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく湖沼 対象区域には、「排水基準を定める省令」(昭和四十六年六月二十一日総理府令第三十五号、最終改正：平成二十三年三月十六日環境省令第三号)別表第二の備考6及び7の規定に基づき、「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和六十年五月三十日環境庁告示第二十七号、最終改正：平成二十二年七月二十七日環境省告示第四十二号)で定められた湖沼はありません。</p> <p>(27) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、名所又は旧跡の風致の保存(風致保安林)のために指定された保安林 対象区域には、「森林法」(昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号、最終改正：平成二十三年六月二十四日法律第七十四号)第二十五条の規定に基づき指定された保安林があります。対象市における保安林の面積を表4.2.36に、対象区域における指定状況を図4.2.16に示します。 なお、対象区域には、これらの保安林のうち名所又は旧跡の風致の保存のために指定された保安林(風致保安林)はありません。</p>	<p>(23) 水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定する指定地域 対象区域は、「水質汚濁防止法」(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号)第四条の二第一項の規定に基づき、同法施行令(昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号、最終改正：平成二十四年九月二十六日政令第百五十一号)で定める化学的酸素要求量、窒素又はりん含有量について、同法施行令で定める地域(指定地域)となっています。</p> <p>(24) 「工業用水法」に基づく指定地域、「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域、地方公共団体の条例に基づく規制地域の状況等 対象区域には、「工業用水法」(昭和三十一年六月十一日法律第百四十六号、最終改正：平成十二年五月三十一日法律第九十一号)に基づき同法施行令(昭和三十二年六月十日政令第百四十二号、最終改正：平成十八年八月十一日政令第百六十七号)で定める指定地域、「地盤沈下防止等対策の推進について」(昭和56年11月18日関係閣僚会議決定)に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域、及び地方公共団体の条例に基づく規制地域の指定はありません。</p> <p>(25) 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定に基づく指定地域 対象区域には、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和五十九年七月二十七日法律第六十一号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号)第三条第二項の規定に基づく指定地域はありません。</p> <p>(26) 排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく湖沼 対象区域には、「排水基準を定める省令」(昭和四十六年六月二十一日総理府令第三十五号、最終改正：平成二十四年五月二十三日環境省令第十五号)別表第二の備考6及び7の規定に基づき、「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和六十年五月三十日環境庁告示第二十七号、最終改正：平成二十二年七月二十七日環境省告示第四十二号)で定められた湖沼はありません。</p> <p>(27) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、名所又は旧跡の風致の保存(風致保安林)のために指定された保安林 対象区域には、「森林法」(昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十二号)第二十五条の規定に基づき指定された保安林があります。対象市における保安林の面積を表4.2.36に、対象区域における指定状況を図4.2.16に示します。 なお、対象区域には、これらの保安林のうち名所又は旧跡の風致の保存のために指定された保安林(風致保安林)はありません。</p>

該当頁	準備書	評価書																																																																																																																																																																																																																		
準備書 P 4-2-57 評価書 P 4-2-59	<p>(28) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)</p> <p>対象区域では、「都市緑地法」(昭和四十八年九月一日法律第七十二号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号)第四条第一項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)は、合併前の恵那市で「恵那市緑の基本計画」(平成12年 恵那市)が策定されていましたが、合併後は策定されていません。</p> <p>なお、岐阜県及び瑞浪市においては、緑の基本計画は策定されていません。</p> <p>(29) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(「景観計画」)</p> <p>対象区域では、「景観法」(平成十六年六月十八日法律第十号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号)第八条第一項の規定に基づく良好な景観の形成に関する計画(「景観計画」)は策定されていません。</p> <p>(30) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域</p> <p>対象市には、「都市計画法」(昭和四十三年六月十五日法律第百号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号)第八条第一項第一号に基づく用途地域に指定されている地域があります。対象市における指定状況を表4.2.37及び図4.2.17に示します。</p> <p>対象道路事業実施区域は、恵那市で準工業地域及び工業専用地域を通過します。</p> <p style="text-align: center;">表4.2.37 都市計画用途地域面積</p> <table border="1" data-bbox="379 1297 1439 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">瑞浪市</th> <th colspan="2">恵那市</th> <th colspan="2">対象市</th> </tr> <tr> <th>面積 (ha)</th> <th>比率 (%)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>比率 (%)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">都市計画用途地域</td> <td>第1種低層住居専用地域</td> <td>60</td> <td>8.9</td> <td>97</td> <td>17.9</td> <td>157</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>第2種低層住居専用地域</td> <td>2</td> <td>0.3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用地域</td> <td>55</td> <td>8.3</td> <td>62</td> <td>11.4</td> <td>117</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>第2種中高層住居専用地域</td> <td>23</td> <td>3.4</td> <td>63</td> <td>11.6</td> <td>86</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>第1種住居地域</td> <td>215</td> <td>32.0</td> <td>93</td> <td>17.1</td> <td>308</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>第2種住居地域</td> <td>17</td> <td>2.5</td> <td>52</td> <td>9.6</td> <td>69</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>64</td> <td>9.5</td> <td>21</td> <td>3.9</td> <td>85</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>14</td> <td>2.1</td> <td>16</td> <td>2.9</td> <td>30</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>125</td> <td>18.6</td> <td>55</td> <td>10.1</td> <td>180</td> <td>14.8</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>65</td> <td>9.7</td> <td>27</td> <td>5.0</td> <td>92</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>31</td> <td>4.6</td> <td>57</td> <td>10.5</td> <td>88</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>671</td> <td>100.0</td> <td>543</td> <td>100.0</td> <td>1214</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：瑞浪市統計書 平成21年版(平成22年 瑞浪市) 恵那市統計書 平成21年度(平成22年 恵那市)</p>	種 別	瑞浪市		恵那市		対象市		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	都市計画用途地域	第1種低層住居専用地域	60	8.9	97	17.9	157	12.9	第2種低層住居専用地域	2	0.3	—	—	2	0.2	第1種中高層住居専用地域	55	8.3	62	11.4	117	9.6	第2種中高層住居専用地域	23	3.4	63	11.6	86	7.1	第1種住居地域	215	32.0	93	17.1	308	25.4	第2種住居地域	17	2.5	52	9.6	69	5.7	準住居地域	—	—	—	—	—	—	近隣商業地域	64	9.5	21	3.9	85	7.0	商業地域	14	2.1	16	2.9	30	2.5	準工業地域	125	18.6	55	10.1	180	14.8	工業地域	65	9.7	27	5.0	92	7.6	工業専用地域	31	4.6	57	10.5	88	7.2	合 計	671	100.0	543	100.0	1214	100.0	<p>(28) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)</p> <p>対象区域では、「都市緑地法」(昭和四十八年九月一日法律第七十二号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号)第四条第一項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)は、合併前の恵那市で「恵那市緑の基本計画」(平成12年 恵那市)が策定されていましたが、合併後は策定されていません。</p> <p>なお、岐阜県及び瑞浪市においては、緑の基本計画は策定されていません。</p> <p>(29) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(「景観計画」)</p> <p>対象区域では、「景観法」(平成十六年六月十八日法律第十号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十四号)第八条第一項の規定に基づく良好な景観の形成に関する計画(「景観計画」)は策定されていません。</p> <p>(30) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域</p> <p>対象市には、「都市計画法」(昭和四十三年六月十五日法律第百号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号)第八条第一項第一号に基づく用途地域に指定されている地域があります。対象市における指定状況を表4.2.37及び図4.2.17に示します。</p> <p>対象道路事業実施区域は、恵那市で準工業地域及び工業専用地域を通過します。</p> <p style="text-align: center;">表4.2.37 都市計画用途地域面積</p> <table border="1" data-bbox="1647 1297 2706 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">瑞浪市</th> <th colspan="2">恵那市</th> <th colspan="2">対象市</th> </tr> <tr> <th>面積 (ha)</th> <th>比率 (%)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>比率 (%)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">都市計画用途地域</td> <td>第1種低層住居専用地域</td> <td>60.0</td> <td>8.9</td> <td>97</td> <td>17.5</td> <td>157</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>第2種低層住居専用地域</td> <td>2.0</td> <td>0.3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用地域</td> <td>55.4</td> <td>8.3</td> <td>62</td> <td>11.2</td> <td>117.4</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>第2種中高層住居専用地域</td> <td>23.0</td> <td>3.4</td> <td>63</td> <td>11.4</td> <td>86</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>第1種住居地域</td> <td>214.9</td> <td>32.0</td> <td>93</td> <td>16.8</td> <td>307.9</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>第2種住居地域</td> <td>17.0</td> <td>2.5</td> <td>52</td> <td>9.4</td> <td>69</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>64.3</td> <td>9.6</td> <td>21</td> <td>3.8</td> <td>85.3</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>14.0</td> <td>2.1</td> <td>16</td> <td>2.9</td> <td>30</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>124.9</td> <td>18.6</td> <td>55</td> <td>9.9</td> <td>179.9</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>65.0</td> <td>9.7</td> <td>27</td> <td>4.8</td> <td>92</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>31.0</td> <td>4.6</td> <td>68</td> <td>12.3</td> <td>99</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>671.5</td> <td>100.0</td> <td>554</td> <td>100.0</td> <td>1225.5</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：瑞浪市統計書 平成21年版(平成21年 瑞浪市) 恵那市統計書 平成23年度(平成24年 恵那市)</p>	種 別	瑞浪市		恵那市		対象市		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	都市計画用途地域	第1種低層住居専用地域	60.0	8.9	97	17.5	157	12.8	第2種低層住居専用地域	2.0	0.3	—	—	2	0.2	第1種中高層住居専用地域	55.4	8.3	62	11.2	117.4	9.6	第2種中高層住居専用地域	23.0	3.4	63	11.4	86	7.0	第1種住居地域	214.9	32.0	93	16.8	307.9	25.1	第2種住居地域	17.0	2.5	52	9.4	69	5.6	準住居地域	—	—	—	—	—	—	近隣商業地域	64.3	9.6	21	3.8	85.3	7.0	商業地域	14.0	2.1	16	2.9	30	2.4	準工業地域	124.9	18.6	55	9.9	179.9	14.7	工業地域	65.0	9.7	27	4.8	92	7.5	工業専用地域	31.0	4.6	68	12.3	99	8.1	合 計	671.5	100.0	554	100.0	1225.5	100.0
種 別	瑞浪市		恵那市		対象市																																																																																																																																																																																																															
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)																																																																																																																																																																																																														
都市計画用途地域	第1種低層住居専用地域	60	8.9	97	17.9	157	12.9																																																																																																																																																																																																													
	第2種低層住居専用地域	2	0.3	—	—	2	0.2																																																																																																																																																																																																													
	第1種中高層住居専用地域	55	8.3	62	11.4	117	9.6																																																																																																																																																																																																													
	第2種中高層住居専用地域	23	3.4	63	11.6	86	7.1																																																																																																																																																																																																													
	第1種住居地域	215	32.0	93	17.1	308	25.4																																																																																																																																																																																																													
	第2種住居地域	17	2.5	52	9.6	69	5.7																																																																																																																																																																																																													
	準住居地域	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																													
	近隣商業地域	64	9.5	21	3.9	85	7.0																																																																																																																																																																																																													
	商業地域	14	2.1	16	2.9	30	2.5																																																																																																																																																																																																													
	準工業地域	125	18.6	55	10.1	180	14.8																																																																																																																																																																																																													
	工業地域	65	9.7	27	5.0	92	7.6																																																																																																																																																																																																													
	工業専用地域	31	4.6	57	10.5	88	7.2																																																																																																																																																																																																													
	合 計	671	100.0	543	100.0	1214	100.0																																																																																																																																																																																																													
	種 別	瑞浪市		恵那市		対象市																																																																																																																																																																																																														
面積 (ha)		比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)																																																																																																																																																																																																														
都市計画用途地域	第1種低層住居専用地域	60.0	8.9	97	17.5	157	12.8																																																																																																																																																																																																													
	第2種低層住居専用地域	2.0	0.3	—	—	2	0.2																																																																																																																																																																																																													
	第1種中高層住居専用地域	55.4	8.3	62	11.2	117.4	9.6																																																																																																																																																																																																													
	第2種中高層住居専用地域	23.0	3.4	63	11.4	86	7.0																																																																																																																																																																																																													
	第1種住居地域	214.9	32.0	93	16.8	307.9	25.1																																																																																																																																																																																																													
	第2種住居地域	17.0	2.5	52	9.4	69	5.6																																																																																																																																																																																																													
	準住居地域	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																													
	近隣商業地域	64.3	9.6	21	3.8	85.3	7.0																																																																																																																																																																																																													
	商業地域	14.0	2.1	16	2.9	30	2.4																																																																																																																																																																																																													
	準工業地域	124.9	18.6	55	9.9	179.9	14.7																																																																																																																																																																																																													
	工業地域	65.0	9.7	27	4.8	92	7.5																																																																																																																																																																																																													
	工業専用地域	31.0	4.6	68	12.3	99	8.1																																																																																																																																																																																																													
	合 計	671.5	100.0	554	100.0	1225.5	100.0																																																																																																																																																																																																													



工業専用地域の範囲を更新

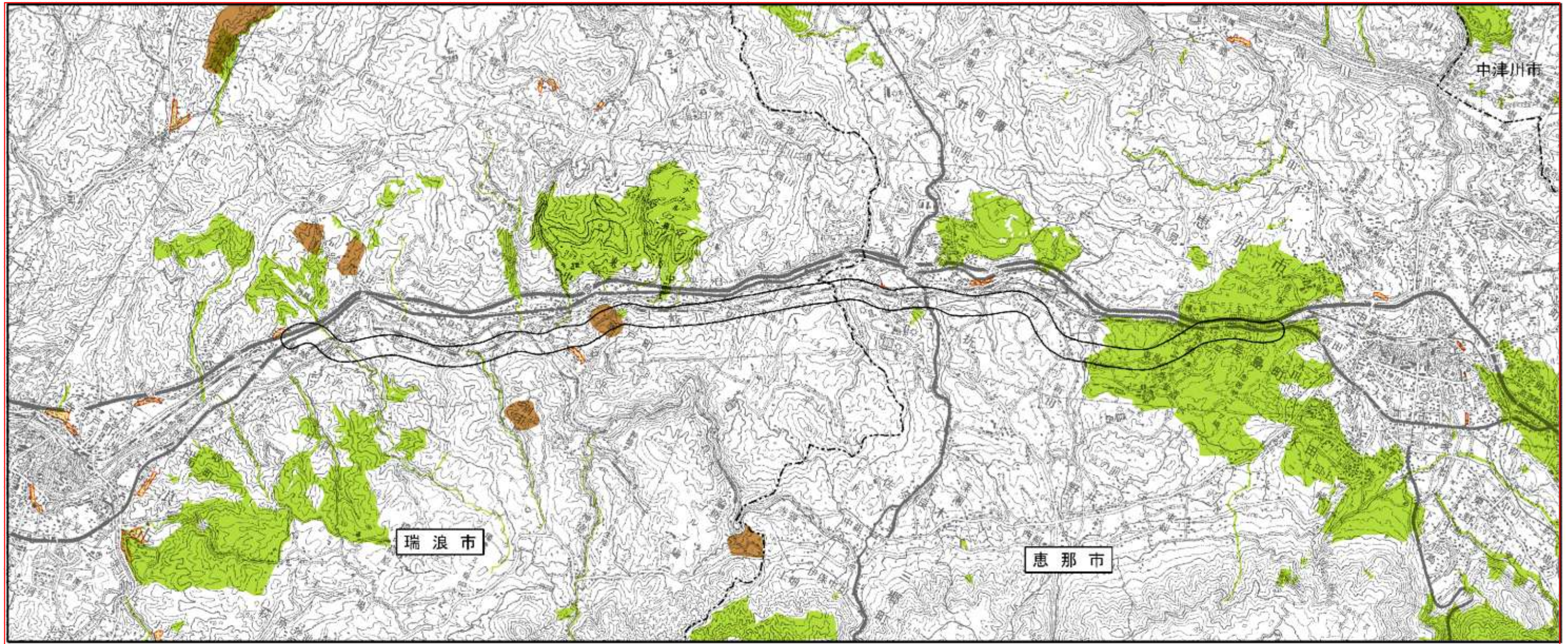
凡		例			
記号	名称	備考	記号	名称	備考
	第1種低層住居専用地域	用途地域		近隣商業地域	用途地域
	第2種低層住居専用地域			商業地域	
	第1種中高層住居専用地域			準工業地域	
	第2種中高層住居専用地域			工業地域	
	第1種住居地域			工業専用地域	
	第2種住居地域			対象道路事業実施区域	






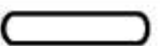
出典：瑞浪都市計画総括図（平成21年3月 瑞浪市）
 恵那都市計画総括図（平成22年8月2日 恵那市）


該当頁	準備書	評価書
<p>準備書 P 4-2-59 評価書 P 4-2-61</p>	<p>(31) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等(定められている基準又は目標等)</p> <p>ア. 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第6次計画)</p> <p>「水質汚濁防止法」(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号、最終改正:平成二十三年八月三十日法律第百五号)第四条の三の規定に基づき、「水質汚濁防止法施行令」(昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号、最終改正:平成二十三年三月十六日政令第百二十二号)別表第二第二号イに掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(伊勢湾)に定められた削減目標量を達成するため、「水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の決定」(平成十九年六月十八日岐阜県公示)が策定されています。</p> <p>また、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基準は、以下のとおり定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成十九年六月十八日岐阜県告示第四百三十七号、最終改正:平成二十一年四月一日岐阜県告示第二百四十二号) ○「窒素含有量に係る総量規制基準」(平成十九年六月十八日岐阜県告示第四百三十八号、最終改正:平成二十一年四月一日岐阜県告示第二百四十三号) ○「りん含有量に係る総量規制基準」(平成十九年六月十八日岐阜県告示第四百三十九号、最終改正:平成二十一年四月一日岐阜県告示第二百四十四号) 	<p>(31) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等(定められている基準又は目標等)</p> <p>ア. 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第6次計画)</p> <p>「水質汚濁防止法」(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号、最終改正:平成二十三年八月三十日法律第百五号)第四条の三の規定に基づき、「水質汚濁防止法施行令」(昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号、最終改正:平成二十四年九月二十六日政令第百五十一号)別表第二第二号イに掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(伊勢湾)に定められた削減目標量を達成するため、「水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の決定」(平成二十四年二月二十九日岐阜県公示)が策定されています。</p> <p>また、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基準は、以下のとおり定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成十九年六月十八日岐阜県告示第四百三十七号、最終改正:平成二十四年二月二十九日岐阜県告示第八十五号) ○「窒素含有量に係る総量規制基準」(平成十九年六月十八日岐阜県告示第四百三十八号、最終改正:平成二十四年二月二十九日岐阜県告示第八十五号) ○「りん含有量に係る総量規制基準」(平成十九年六月十八日岐阜県告示第四百三十九号、最終改正:平成二十四年二月二十九日岐阜県告示第八十五号)

該当頁	準備書	評価書
準備書 P 4-2-60 評価書 P 4-2-62	<div data-bbox="350 342 1478 663" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>イ. 地すべり等防止法の規定により指定された地すべり防止区域</p> <p>対象区域における「地すべり等防止法」（昭和三十二年三月三十一日法律第三十号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第五号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域は図4.2.18に示すとおりです。</p> <p>対象道路事業実施区域は、地すべり防止区域を通過します。</p> </div>	<div data-bbox="1596 342 2783 663" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>イ. 地すべり等防止法の規定により指定された地すべり防止区域</p> <p>対象区域における「地すべり等防止法」（昭和三十二年三月三十一日法律第三十号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十二号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域は図4.2.18に示すとおりです。</p> <p>対象道路事業実施区域は、地すべり防止区域を通過します。</p> </div>

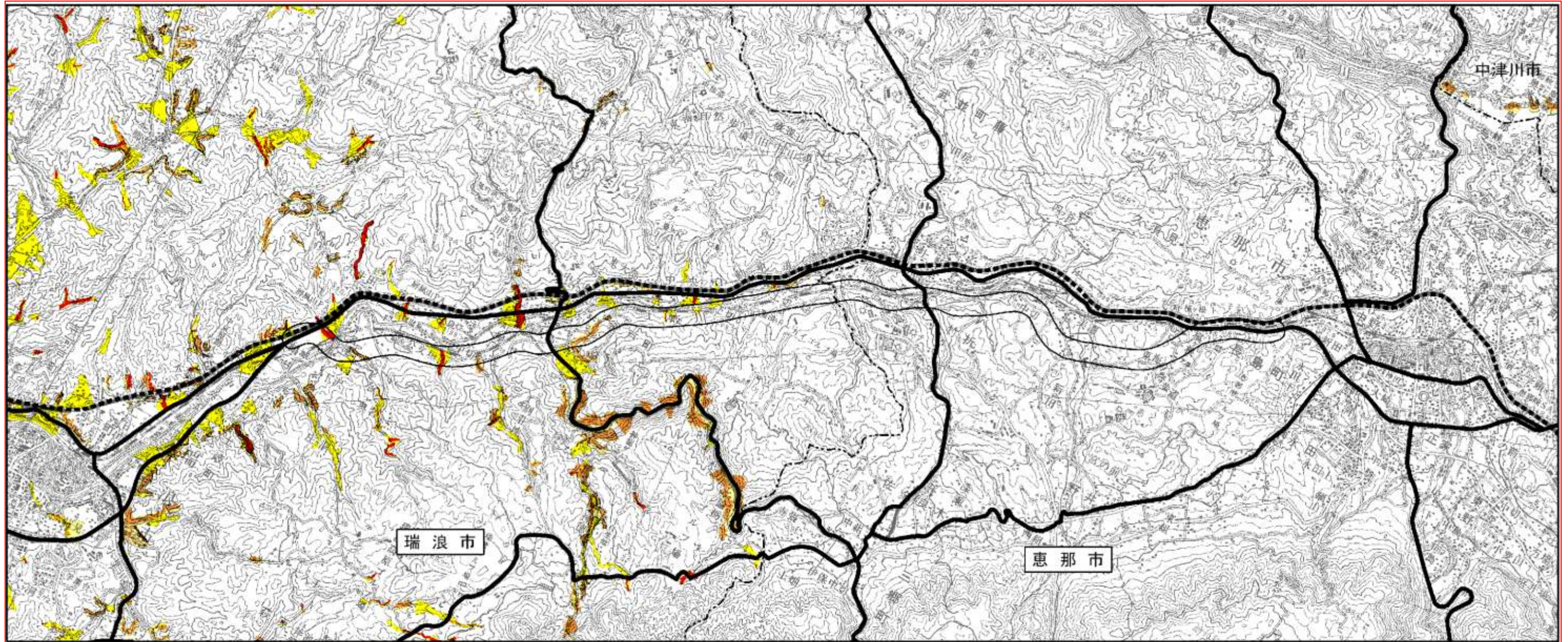


出典に合わせて更新






凡 例	
記号	名称
	砂防指定地
	地すべり防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	対象道路事業実施区域

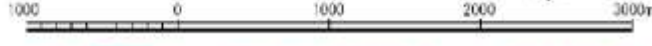

図番号	4.2.18
図名	防災に係る指定状況図
1:50,000	
	

出典：砂防関係区域台帳（平成25年6月4日時点 岐阜県砂防課）



出典に合わせて更新

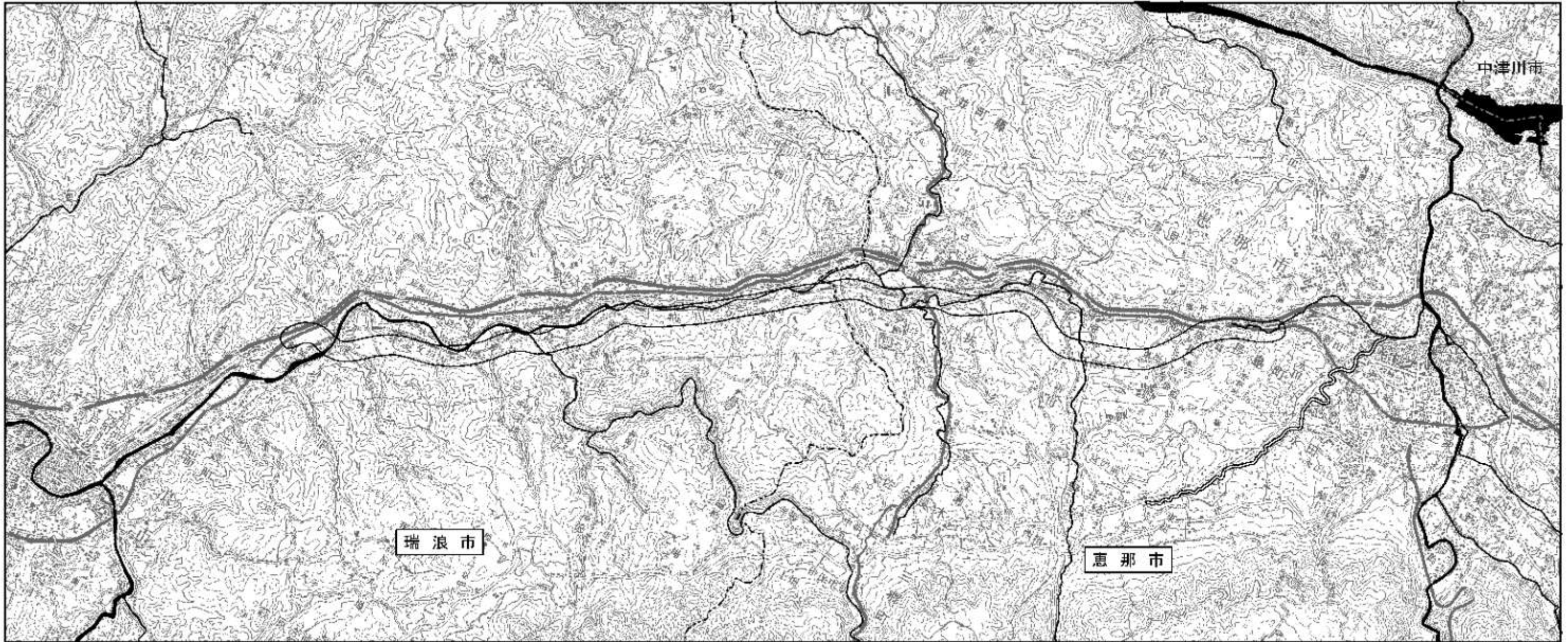
凡 例	
記号	名 称
	土砂災害警戒区域（土石流）
	土砂災害特別警戒区域（土石流）
	土砂災害警戒区域（急傾斜地）
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）
	対象道路事業実施区域

図番号	4.2.19
図名	土砂災害（特別）警戒区域図
1:50,000	
	
	

出典：砂防関係区域台帳（平成25年6月4日時点 岐阜県砂防課）

該当頁	準備書	評価書
準備書 P 4-2-63 評価書 P 4-2-65	<div data-bbox="368 348 1451 737" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>オ、河川法に基づく河川区域、河川保全区域の指定状況</p> <p>対象区域には、表4.2.38及び図4.2.20に示すとおり、「河川法」（昭和三十九年七月十日法律第六十七号、最終改正：平成二十三年五月二日法律第三十七号）第六条第一項の規定により指定された河川区域及び同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保全区域があります。</p> <p>対象道路事業実施区域は、田邊川、庄内川（土岐川）、佐々良木川、洞川の河川区域及び河川保全区域を通過します。</p> </div>	<div data-bbox="1614 348 2757 737" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>オ、河川法に基づく河川区域、河川保全区域の指定状況</p> <p>対象区域には、表4.2.38及び図4.2.20に示すとおり、「河川法」（昭和三十九年七月十日法律第六十七号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号）第六条第一項の規定により指定された河川区域及び同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保全区域があります。</p> <p>対象道路事業実施区域は、田邊川、庄内川（土岐川）、佐々良木川、洞川の河川区域及び河川保全区域を通過します。</p> </div>

該当頁	準備書	評価書																																		
準備書 P 4-2-64 評価書 P 4-2-66	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>同 市同 町字同 2580番9783地先</th> <th>合流点</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">18</td> <td rowspan="2">藤川</td> <td>恵那市武並町藤字中垣外1536番の2地先</td> <td rowspan="2">土岐川 合流点</td> <td rowspan="2">T9. 1. 21 県第17号</td> </tr> <tr> <td>同 市同 町同字石田1556番地先</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">19</td> <td rowspan="2">洞川</td> <td>恵那市三郷町佐々良木字白砂1525番の2地先</td> <td rowspan="2">土岐川 合流点</td> <td rowspan="2">S37. 3. 31 県178号の3</td> </tr> <tr> <td>同 市同 町同 字菊作1559番の1地先</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：河川調査(平成21年9月1日現在 岐阜県)</p>			同 市同 町字同 2580番9783地先	合流点		18	藤川	恵那市武並町藤字中垣外1536番の2地先	土岐川 合流点	T9. 1. 21 県第17号	同 市同 町同字石田1556番地先	19	洞川	恵那市三郷町佐々良木字白砂1525番の2地先	土岐川 合流点	S37. 3. 31 県178号の3	同 市同 町同 字菊作1559番の1地先	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>同 市同 町字同 2580番9783地先</th> <th>合流点</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">18</td> <td rowspan="2">藤川</td> <td>恵那市武並町藤字中垣外1536番の2地先</td> <td rowspan="2">土岐川 合流点</td> <td rowspan="2">T9. 1. 21 県第17号</td> </tr> <tr> <td>同 市同 町同字石田1556番地先</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">19</td> <td rowspan="2">洞川</td> <td>恵那市三郷町佐々良木字白砂1525番の2地先</td> <td rowspan="2">土岐川 合流点</td> <td rowspan="2">S37. 3. 31 県178号の3</td> </tr> <tr> <td>同 市同 町同 字菊作1559番の1地先</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：河川調査(平成24年9月1日現在 岐阜県)</p>			同 市同 町字同 2580番9783地先	合流点		18	藤川	恵那市武並町藤字中垣外1536番の2地先	土岐川 合流点	T9. 1. 21 県第17号	同 市同 町同字石田1556番地先	19	洞川	恵那市三郷町佐々良木字白砂1525番の2地先	土岐川 合流点	S37. 3. 31 県178号の3	同 市同 町同 字菊作1559番の1地先
		同 市同 町字同 2580番9783地先	合流点																																	
18	藤川	恵那市武並町藤字中垣外1536番の2地先	土岐川 合流点	T9. 1. 21 県第17号																																
		同 市同 町同字石田1556番地先																																		
19	洞川	恵那市三郷町佐々良木字白砂1525番の2地先	土岐川 合流点	S37. 3. 31 県178号の3																																
		同 市同 町同 字菊作1559番の1地先																																		
		同 市同 町字同 2580番9783地先	合流点																																	
18	藤川	恵那市武並町藤字中垣外1536番の2地先	土岐川 合流点	T9. 1. 21 県第17号																																
		同 市同 町同字石田1556番地先																																		
19	洞川	恵那市三郷町佐々良木字白砂1525番の2地先	土岐川 合流点	S37. 3. 31 県178号の3																																
		同 市同 町同 字菊作1559番の1地先																																		



凡 例	
記号	名称
	河川区域及び河川保全区域
	河川区域
	対象道路事業実施区域

図番号	4.2.20
図名	河川区域及び河川保全区域の位置図
1:50,000	

出典：河川調書（平成24年9月1日現在）

出典名の更新のみ

該当頁	準備書	評価書
準備書 P 4-2-68 評価書 P 4-2-70	<p>8. その他の事項</p> <p>1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況</p> <p>ここで対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」といいます)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土等)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含むものです。</p> <p>建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」(平成十二年六月二日法律第百十号)により、基本的な枠組みが決められています。</p> <p>建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)」(平成三年四月二十六日法律第四十八号、最終改正：平成十四年二月八日法律第一号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成十二年五月三十一日法律第百四号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。</p> <p>一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成十二年五月三十一日法律第百号、最終改正：平成十五年七月十六日法律第百十九号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。</p> <p>国土交通省においては、「国土交通白書2009」(平成21年4月 国土交通省)によると、「資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)」の施行に当たって全国一斉パトロール等による法の適正な実施の確保に努めています。</p>	<p>8. その他の事項</p> <p>1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況</p> <p>ここで対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」といいます)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土等)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含むものです。</p> <p>建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」(平成十二年六月二日法律第百十号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十七号)により、基本的な枠組みが決められています。</p> <p>建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号、最終改正：平成二十四年八月一日法律第五十三号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)」(平成三年四月二十六日法律第四十八号、最終改正：平成十四年二月八日法律第一号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成十二年五月三十一日法律第百四号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。</p> <p>一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成十二年五月三十一日法律第百号、最終改正：平成十五年七月十六日法律第百十九号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。</p> <p>国土交通省においては、「国土交通白書2009」(平成21年4月 国土交通省)によると、「資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)」の施行に当たって全国一斉パトロール等による法の適正な実施の確保に努めています。</p>

該当頁	準備書	評価書																																																																																																																																																																
準備書 P 4-2-71 評価書 P 4-2-73	<p>3) 産業廃棄物処理施設の状況</p> <p>東濃圏域における産業廃棄物処理施設は、表4.2.40に示すとおりであり、瑞浪市には中間処理施設が6箇所、最終処分施設が1箇所、恵那市には中間処理施設が18箇所、最終処分施設が1箇所存在します。</p> <p style="text-align: center;">表4.2.40 産業廃棄物処理施設(東濃圏域)</p> <table border="1" data-bbox="365 674 1466 1041"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="9">中間処理施設</th> <th rowspan="2">最終処分施設(埋立)</th> </tr> <tr> <th>混合乾燥分離</th> <th>破碎圧縮選別</th> <th>焼却</th> <th>中和生物処理</th> <th>溶解</th> <th>肥料化</th> <th>再生再利用</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東濃圏域</td> <td>瑞浪市</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>恵那市</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多治見市</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中津川市</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>18</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土岐市</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：岐阜県 産業廃棄物処分業者(平成20年9月30日現在 岐阜県ホームページ)</p>	市町村名	中間処理施設									最終処分施設(埋立)	混合乾燥分離	破碎圧縮選別	焼却	中和生物処理	溶解	肥料化	再生再利用	その他	合計	東濃圏域	瑞浪市	0	4	0	0	0	1	0	1	6	1		恵那市	0	12	0	0	0	1	0	5	18	1		多治見市	1	10	0	0	0	0	0	6	17	4		中津川市	1	14	1	0	0	1	0	1	18	1		土岐市	5	10	1	0	0	0	0	2	17	0	<p>3) 産業廃棄物処理施設の状況</p> <p>東濃圏域における産業廃棄物処理施設は、表4.2.40に示すとおりであり、瑞浪市には中間処理施設が5箇所、最終処分施設が1箇所、恵那市には中間処理施設が19箇所、最終処分施設が1箇所存在します。</p> <p style="text-align: center;">表4.2.40 産業廃棄物処理施設(東濃圏域)</p> <table border="1" data-bbox="1620 674 2769 1062"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="9">中間処理施設</th> <th rowspan="2">最終処分施設(埋立)</th> </tr> <tr> <th>混合乾燥分離</th> <th>破碎圧縮選別</th> <th>焼却</th> <th>中和生物処理</th> <th>溶解</th> <th>肥料化</th> <th>再生再利用</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東濃圏域</td> <td>瑞浪市</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>恵那市</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>19</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多治見市</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中津川市</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土岐市</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：岐阜県 産業廃棄物処分業者(平成25年4月1日現在 岐阜県ホームページ)</p>	市町村名	中間処理施設									最終処分施設(埋立)	混合乾燥分離	破碎圧縮選別	焼却	中和生物処理	溶解	肥料化	再生再利用	その他	合計	東濃圏域	瑞浪市	0	4	0	0	0	1	0	0	5	1		恵那市	0	13	0	0	1	1	0	4	19	1		多治見市	0	10	0	0	0	0	0	2	12	4		中津川市	0	11	1	0	0	1	0	0	13	1		土岐市	5	10	1	0	0	0	0	2	18	0
市町村名	中間処理施設									最終処分施設(埋立)																																																																																																																																																								
	混合乾燥分離	破碎圧縮選別	焼却	中和生物処理	溶解	肥料化	再生再利用	その他	合計																																																																																																																																																									
東濃圏域	瑞浪市	0	4	0	0	0	1	0	1	6	1																																																																																																																																																							
	恵那市	0	12	0	0	0	1	0	5	18	1																																																																																																																																																							
	多治見市	1	10	0	0	0	0	0	6	17	4																																																																																																																																																							
	中津川市	1	14	1	0	0	1	0	1	18	1																																																																																																																																																							
	土岐市	5	10	1	0	0	0	0	2	17	0																																																																																																																																																							
市町村名	中間処理施設									最終処分施設(埋立)																																																																																																																																																								
	混合乾燥分離	破碎圧縮選別	焼却	中和生物処理	溶解	肥料化	再生再利用	その他	合計																																																																																																																																																									
東濃圏域	瑞浪市	0	4	0	0	0	1	0	0	5	1																																																																																																																																																							
	恵那市	0	13	0	0	1	1	0	4	19	1																																																																																																																																																							
	多治見市	0	10	0	0	0	0	0	2	12	4																																																																																																																																																							
	中津川市	0	11	1	0	0	1	0	0	13	1																																																																																																																																																							
	土岐市	5	10	1	0	0	0	0	2	18	0																																																																																																																																																							